

令和7年12月12日

本会の共済金請求等に係る確認業務の一部について調査を依頼した 外部の調査機関における組合員情報の漏えいについて

平素より、生活協同組合全国都市職員災害共済会の火災及び自動車共済事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

本会が共済金請求などに係る確認業務の一部について調査を依頼した外部の調査機関である、株式会社審調社（以下、審調社という。）のサーバーが、不正アクセスにより外部から第三者に侵入されました。

これにより、審調社のサーバーから一部の組合員情報が漏えい、またはそのおそれがあることが判明いたしましたので、ご報告申し上げます。

該当する組合員各位には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。

※ 審調社ホームページ <https://scs-21.co.jp/20251205-1/>

1. 不正アクセスの概要

令和7年6月27日、審調社のサーバーがランサムウェアに感染していることが発覚し、その後、外部のセキュリティ専門会社と連携して調査した結果、一部の組合員情報が漏えい、またはそのおそれがあることが判明しました。

2. 漏えい、またはそのおそれのある情報

『審調社の案件番号及び本会の事故番号』

※ 審調社の案件番号は本会からの調査依頼に基づき審調社独自で採番される番号で、氏名、生年月日、住所等の個人を特定する情報は含まれていません。

また、案件番号及び事故番号は、審調社及び本会のシステムで調べない限り個人を特定できません。

3. 原因

第三者の不正アクセスにより、審調社の内部ネットワークに侵入されたことです。

また、審調社が導入していたセキュリティソフトが第三者により無効化されていたことも確認されました。

4. 再発防止策

審調社では、今回の不正アクセスを受け、セキュリティ専門会社の協力のもと、全業務用パソコンの入替や認証の強化、サイバー攻撃の検知強化などセキュリティ対策を講じて再発防止に努めています。

5. 二次被害の有無

現時点で、漏えいした組合員情報の不正利用などの二次被害の事実は、本会、審調社、いずれにおいても確認されていません。

6. 組合員へのお願い

万が一、本会を騙る不審な請求や心当たりのない連絡があった場合は、最寄りの警察等へご相談ください。